

防衛白書の変遷

——1983～1989年

植村秀樹

(承前)

9. 1983年版

全体で360ページとなり、この年から図表と写真はすべてカラー印刷となった。長官は谷川和穂に代わった。些末なことだが、「刊行によせて」の文体が「です・ます」調から再び「である」調に戻った。その中に「幸いなことに、近年、自衛隊や防衛問題に対する国民の関心は高まり、その理解も現実在即したものとなりつつある」と記されていることは注目に値しよう (p.2)。構成は次の通り (一部省略)。

第1部 国際軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障と防衛力

第1節 安全保障

第2節 防衛力の意義

第3節 西側の一員としての日本

第4節 国を守る気概と防衛関連諸施策

第5節 総合安全保障関係閣僚会議

第2章 防衛政策

第1節 防衛政策の基本

第2節 防衛計画の大綱

第3節 陸・海・空各自衛隊の防衛力の役割

第4節 保有すべき防衛能力

第3章 日米安全保障体制

第1節 日米安全保障体制の意義

第2節 日米安全保障体制の信頼性の確保と運用態勢の整備

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 国民と防衛

第2章 自衛隊の現状と防衛力整備

第3章 日米防衛協力

資料

第2部第1章第1節「安全保障」では、「国の安全を保つ」ために「3つの面での努力を整合性をもって推進することが必要」としている。その3つとは、「まず、平和な国際環境の実現に努めること」であり、「次に、自ら適切な防衛力を保持すること」、そして、「さらに、日米安全保障体制を堅持し、その円滑かつ効果的な運用に努めること」である。また、「軍事力の役割」として「抑止力の側面」を重視している。(p.58-60)

同第3節「西側の一員としての日本」では、米国がかつてのような圧倒的な力を維持できなくなってきたおり、その分、「同盟諸国に対しても応分の責任を果たすことを期待」しているため、日本も「国際社会においてその地位にふさわしい役割を果たしていくことが求められている」としている。また、この年もソ連の軍備増強に強い関心を寄せ、米ソ間

の軍備管理・軍縮交渉やワルシャワ条約機構（WPO）と北大西洋条約機構（NATO）の動向に注目している。そして、日本の防衛努力は、自国の安全のみならず、日米安全保障体制の信頼性強化を通じて「東西の軍事バランス面において西側諸国の安全保障の維持にも寄与」するとしている（p.62-63）。

同第4節「国を守る気概と防衛関連諸施策」では、「日本国民は、独特の文化を持ち、美しい国土に自由で平和な生活を営んでいる。愛国心は、このようなわが国土への愛着であり、我々の生活共同体が平和のうちに発展することを願う人間自然の情」と定義づけられている。（p.65）

このように、愛国心と「西側の一員」としての役割を強調した上で、日米安全保障体制については、「核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存することとしている」と、むしろ前年の「大きく依存している」から1979年版の記述に戻った。日米両国の「相互信頼と強調関係の確立を図るとともに、日米双方がそれぞれ応分の責任を果たし、同体制が有効に機能するような態勢の確保に努めること」の重要性が強調されている。（p.95, 97）

武器技術の米国への供与を認めたことも注目すべき点である。これは、1967年4月に当時の佐藤栄作首相が表明した武器輸出三原則に、さらに1976年2月、三木武夫首相がさらにこれを強化し、三原則対象地域以外の地域についても武器の輸出は慎むとした。これを受けてその後は「武器輸出三原則等」を表記されることとなったが、今回の決定は、その「三原則等」の例外として、米国に対して武器技術供与を認めることとした。

また、1985年以降、青森県三沢基地にF-16戦闘機を配備することが発表された。これは「極東における軍事バランスの改善に努め、米国のコミットメントの意思を明確にして、日米安全保障体制の信頼性の維持向上を図ろう」とする一貫と説明されている（p.98, 250）。日本政府はこれに協力

する旨を米国側に伝えた。これは第5空軍隷下に1個航空団（2個飛行隊）を新たに編成するという計画であり、これに伴って約3,500人の人員増となるものと見込まれた。

日米防衛協力における日本側の関心事である日本防衛のための共同作戦計画については、1981年夏に「一応の概成をみた」（p.243）。とはいえ、これは完成すればそれで終わりになるという性格のものではない。そこで「現在も情勢の変化に応じた見直しや補備のための研究作業を進めているところであり、いわばエンドレスに続けられるべき性格のものとして、今後とも、引き続きその研究を行っていく」（同）。因みに公式には、日本に対する武力攻撃がなされた場合において、「自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従って行動する」ことになっている（p.242）。1952年に日本政府高官は、有事の際にはアメリカ人司令官の下に日米統一司令部を設けることを秘密裏に約束している。この密約がこの時までには解消されたとは考えられないが、白書の性格上、表の顔しか見せないのは当然のことである。情報の共有を進め、相互運用性（インターオペラビリティ）を高めていけば、事実上の統合化へと向かう。

海上自衛隊がすでに1955年から対潜水艦作戦及び掃海訓練などを日米合同で行ってきたが、通信及び指揮所訓練を1981年度から始めていた陸上自衛隊も実動訓練を実施するようになった。陸自第1師団所属の退院約500人が東富士演習場で米陸軍第9歩兵師団の約200人との間の部隊相互の連係訓練を行った。航空自衛隊は1978年から戦闘機の戦闘訓練や救難訓練などの日米合同訓練を行っている。

10. 1984年版

全328ページと刊行開始以来、初めて量的減少を見せたが、前年に引き続き、図表と写真はすべてカラー印刷である。ただし、この時は第二次中曽根内閣の下で栗原祐幸が長官であったが、長官名による巻頭言「刊行に

よせて」が掲載されていない。奥付によれば、刊行の日付は同年10月5日となっている。構成は次の通り（細目は省略）。

第1部 国際軍事情勢

（略）

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障と防衛力

第1節 安全保障

第2節 防衛力の意義と役割

第2章 防衛政策

第3章 日米安全保障体制

第1節 日米安全保障体制の意義

第2節 日米安全保障体制の信頼性

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 国民と防衛

第2章 自衛隊の現状と防衛力整備

第3章 日米防衛協力

資料

構成は前年度をほぼ踏襲している。「国を守る気概」の項目が構成の簡略化に伴って前年の節から「格下げ」になったが、内容はほとんど同じである。第2部第1章第1節「安全保障」にも、「国の安全を保つためには、国を守る気概の充実と活力豊かな社会の維持とともに、次の3つの面での努力」があげられる。「まず、平和な国際環境の実現に努めること」、「次に、自ら適切な防衛力を保持することにより、侵略等を抑止するとともに、万一侵略が生じた場合には、これに対処できるように自助の努力をすること」であり、「さらに、日米安全保障体制を堅持し、その円滑かつ効果

的な運用に努めること」が続く (p.56-57)。日米安保はあくまで三番目なのである。

第2部第3章第1節の「日米安全保障体制の意義」も、「核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存することとしている」と前年までの記述をそのまま踏襲している (p.80)。

この年の白書の目新しいところといえば、第3部第2章第5節に登場した「臨調答申と自衛隊」であろう。1981年3月に設置された臨調すなわち臨時行政調査会は、5次にわたる答申を首相に提出して、1983年3月に2年にわたる活動を終えて解散した。防衛に関する事項もこの臨調の調査対象であった。その答申では、「わが国防衛のあり方等については軍事面のほか非軍事面をも含めた総合された政策の中で位置づけられるべきものであり、また、保持すべき防衛力については専守防衛を本旨とし、質的な面の充実に留意しつつ、わが国の特性に見合った全体として均衡のとれた効率的かつ有効なものとする旨の基本的な考え方を示し、効率的な防衛行政の推進や防衛の実施体制などに言及している」と紹介されている (p.180)。

防衛庁としては、臨調答申を踏まえて、本庁内部部局の再編成を行ったほか、防衛大学校や防衛医科大学校、防衛研修所、統合幕僚学校などにおける共同教育の拡大などを検討した。また、情報機能の向上、装備品の使用・調達効率化、地方支分部局の整理統合などに取り組んだ。ここで注目したいのは、3自衛隊の統合運用体制の向上である。「中央指揮システムの整備、統合演習の実施などにより、3自衛隊の統合運用体制の整備に努めている」としているが (p.182)、第3部第2章第1節2「運用態勢の整備」において、「防衛力が、有事において真に有効な力を発揮するためには、平時から、これを最も効果的に運用し得る態勢が整備されている必要」があるとして、次の2点についての整備に努めているとしている (p.134)。

(1) 中央指揮システムの整備

(2) 有事法制の研究

前者は、「中央指揮所庁舎内に、防衛庁長官を中心に会議する防衛会議室、内部部局、陸・海・空各幕僚監部及び統合幕僚会議事務局の作業室、各種の調整を行う調整室、情報等の整理及び表示準備をする総合情報室と、電子計算機・通信器材・電源等を収納する各室等を設置」、「中央指揮所と主要部隊及び関係省庁等との間に、電話及びファクシミリを設置」など、きわめて初歩的なものにとどまっている。後者についても、進展ぶりは捗々しいとは言い難い。有事伝制の研究の基本的姿勢についての見解はすでに1978年に9月に公表され、3年後には防衛庁所管の法令についての問題点を中心に中間報告が出ており、これに引き続いて、「他省庁所管の法令について、①部隊の移動、輸送、②土地の使用、③構築物建造、④電気通信、⑤火薬類の取扱い、⑥衛生医療、⑦戦死者の取扱い、⑧会計経理にそれぞれ関連する法令ごとに区分して、防衛庁の立場から拾い出した関係法令の条文の解釈、有事の際の適用関係等を関係省庁に照会するなどの作業を実施しており、他省庁所管の法令についての問題点等についても、できる限り速やかに整理を行うこととしている」(p.134-136)。

11. 1985年版

全378ページと前年より50ページも増えてこれまでで最大となった。第2部第1章に力が入っている感じである。第3部第2章第1節に「五九中業」が入った。第3部第3章の構成は前年のまま。「国民との触れ合い」という第4部第2章第2節「国民との触れ合い」の登場は初めて、同第3章「国民生活と防衛施設」も初めてである。構成は次の通り(細目は省略)。

第1部 世界の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 安全保障

第2章 防衛政策の基本と防衛計画の大綱

第3章 自衛隊の意義と役割

第1節 自衛隊の意義

第2節 主要な防衛作戦と各自衛隊の役割

第4章 日米安全保障体制

第1節 日米安全保障条約

第2節 日米安全保障体制の意義

第3節 日米安全保障体制の信頼性の維持向上

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 自衛隊

第2章 防衛力整備

第3章 日米防衛協力

第4部 国民と防衛

第1章 国民の防衛意識

第2章 国民と自衛隊

第3章 国民生活と防衛施設

第4章 国民と防衛

資料

目次から「国を守る気概」が消えた。第2部の中身を見てみると、第1章第1節「安全保障の重要性」に続く第2節「安全保障を確保するための努力」では、「外交等の分野における努力」と「防衛の分野での努力」が挙げられており、前者の中に「内政の安定により、安全保障の基盤を確立する」ために「国民のわが国の平和と独立を守る意識を高揚し、国を守る気概の充実を図ることが必要である」とあり、後者の中に「わが国防衛力

の足らざるところを米国との安全保障体制に依存し、その信頼性の維持向上に努める」というこれまでと同様の記述が見られる（p.66-67）。

ところが、第2部第4章第2節「日米安全保障体制の意義」では、いきなり次のような文言が登場する。

日米安全保障体制は、わが国の防衛の基調をなすものであり、わが国の安全保障にとって必要不可欠の要素である。（p.108）

日米安保が一躍、防衛政策の主役に躍り出たかのようなのである。その一方では、「核の脅威に対する抑止や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存することとしている」との記述は、前年度と全く同じである（p.109）

今年度、大きく取り上げられ、目次にも登場したのが第3部第3章第4節「在日米軍の現状等と必要施策」の中の「空母艦載機の着陸訓練場確保の問題」である。この問題自体は昨年度の白書でも取り上げられているが、昨年度の9行に対して、今年度は26行を費やしている。昨年度は「在日米軍の駐留の円滑化に関連する日米間の大きな懸案の一つ」とされていたが（p.205）、今年度はこれに加えて「最大の懸案」という言葉まで登場した（p.208）。この年1月に開催された日米首脳会談においてレーガン（Ronald Reagan）米大統領からこの問題の解決が提起されたというのが大きな理由の一つであろう。

この訓練は、米海軍では陸上空母着艦訓練（Field Carrier Landing Practice）と呼んでおり、頭文字をとってFCLPと呼ぶが、日本では特に問題となるのが夜間に行われるものであるため、夜間着艦訓練（Night Landing Practice）、通称NLPと呼んでいる。これは、米空母が横須賀基地に寄港（母港であるため「帰港」でもある）する際に、搭載されている戦闘機などが陸上の滑走路を飛行甲板に見立てて行う訓練で、「タッチ・

アンド・ゴー」と呼ばれている。当時は青森県の三沢、山口県の岩国、神奈川県厚木の各飛行場で行われていた。三沢、岩国は「遠隔地にあることから訓練効率が悪い」として、「関東地方及びその周辺地域において円滑に着陸訓練が実施できる施設を是非とも確保する必要」があるとされた(p.209)。

もう一点、戦略防衛構想 (Strategic Defense Initiative) にも注目したい。第3部第3章第3節の最後の項に「SDIの研究に対する参加招請問題」が置かれた。後年の弾道ミサイル防衛につながるものであるが³、内容は次の通りである。

米国が現在進めている戦略防衛構想 (SDI) に関して、SDIの研究に対する参加を招請するワインバーガー米国防長官の書簡が同盟国に対して発出され、本年3月28日、わが国も受領した。

わが国の対応については、わが国の基本的立場を踏まえて、政府部内で検討しているところである。(p.200)

12. 1986年版

全388ページ、資料は47点とほぼ前年通りである。構成は次の通り(細目は省略)。

第1部 世界の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障と自衛隊の意義

第1節 安全保障の重要性

第2節 安全保障を確保するための努力

第3節 自由主義諸国の一員としての日本

- 第4節 防衛関連諸施策
- 第5節 安全保障会議の設置等
- 第6節 自衛隊の意義
- 第2章 防衛政策の基本と防衛計画の大綱
- 第3章 日米安全保障体制
- 第4章 わが国防衛作戦の基本的考え方
- 第3部 わが国防衛の現状と課題
 - 第1章 自衛隊及び隊員
 - 第2章 有効で効率的な防衛力を形成するための努力
 - 第3章 日米防衛協力
- 第4部 国民と防衛
 - 第1章 国民と自衛隊
 - 第2章 国民生活と防衛施設
 - 第3章 国民と防衛
- 資料

まず注目すべきは、第2部第1章第5節「安全保障会議の設置等」である。1956年7月に内閣に設置された国防会議が廃止され、かわって安全保障会議が設置された。その背景を次のように説明している。

近年における社会全体の複雑高度化、わが国の国際的役割の拡大、わが国周辺地域の国際政治面での重要性の増大などにより、ミグ25事件（昭和51年9月）、ダッカにおけるハイジャック事件（昭和52年9月）、大韓航空機事件（昭和58年9月）のような、わが国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある重大緊急事態が発生する可能性が潜在的に高まっている。こうした重大緊急事態に迅速、適切に対処し、事態の拡大発展を防止するため、内閣の果たすべき役割はますます増大している。この

ような基本的考え方は、昨年7月に提出された臨時行政改革推進審議会の答申にも示されたところである。(p.77)

そして、この安全保障会議は、「内閣総理大臣を議長とし、内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛庁長官、経済企画庁長官を議員として構成される」こととなっている (p.78)。

しかしながら、安全保障政策の位置付けや役割に変化はなかった。第2部第1章第2節では、「侵略からわが国を守り、その平和と安全を保つために」必要なことは、前年までと同じく「外交等の分野における努力」と「防衛の分野での努力」であり、前者には「国際協調と平和努力の推進」と「内政の安定」が挙げられている。内政の安定も「安全保障の基盤」としてきわめて重要であり、「活力ある社会の維持に努めるとともに、国民のわが国の平和と独立を守る意識を高揚し、国を守る気概の充実を図ることが必要である」としている。そして、日米安保体制についても、「わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存し、その信頼性の維持向上に努める」と、前年までの位置付けを継承している。

第3章第1節に置かれた「日米安全保障体制の意義」の項では前年度と同じ文言、すなわち、「日米安全保障体制は、わが国の防衛の基調をなすものであり、わが国の安全保障にとって必要不可欠の要素である」が踏襲されている。そして同じく、「わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存することとしている」がこれに続いて出てくる (p.96)。

13. 1987年版

全378ページと10ページほど少なくなった。目次の大半は前年度の白書とほぼ同様である。形式や構成はかなり固まってきたといえよう。構成は次の通り（細目は省略）。

第1部 世界の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障と自衛隊の意義

第1節 安全保障の重要性

第2節 安全保障を確保するための努力

第2章 防衛政策の基本と防衛計画の大綱

第1節 防衛政策の基本

第2節 防衛計画の大綱

第3節 「大綱」10年のあゆみ

第3章 日米安全保障体制

第1節 日米安全保障体制の意義

第2節 日米安全保障条約

第3節 日米防衛協力のための指針

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 自衛隊の現状と課題

第2章 有効で効率的な防衛力の形成

第3章 日米防衛協力

第4部 国民と防衛

第1章 国民と自衛隊

第2章 国民生活と防衛施設

第3章 国民と防衛

資料

第2部第1章第2節における「努力」は例年通りであるが、「防衛の分野での努力」に微妙な変化が見て取れる。

わが国の平和と安全を保つ上で、安定した国際環境を作るための積極的な外交の推進や政治・経済及び社会の安定を図るために必要な内政諸施策の実施等の努力は、いずれも欠くことのできないものであるが、これらの手段のみでは、実力をもってする侵略を未然に防止することはできない。

したがって、わが国が外国からの侵略を受ける可能性が否定できない以上、侵略を抑止し、万一侵略が行われた場合、これを排除し得る自衛手段を備えておくことが必要であり、わが国の場合は、自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、米国との安全保障体制を堅持することによってわが国の安全を確保することとしている。(p.73)

前年では同じ個所の後段は次の通りであった。

したがって、わが国が外国からの侵略を受ける可能性が否定できない以上、侵略を抑止し、万一侵略が行われた場合、これを排除し得る自衛手段を備えておくことが必要である。このため、わが国は、自衛隊の整備充実に努めるとともに、核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存し、その信頼性の維持向上に努めることにより、いかなる態様の侵略にも対応することとしている。(p.73)

前年の「わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存し」の部分が、今年度は「自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、米国との安全保障体制を堅持する」となっており、自国の防衛力と日米安保体制の位置づけが同格となっていることが見て取れよう。

ところが、同第3章第1節「日米安全保障体制の意義」では、「日米安全保障体制は、わが国の防衛の基調をなすものであり、わが国の安全保障

にとって必要不可欠の要素である」との前年の記述を踏襲し、また、「核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存することとしている」の部分も同様である（p.99）。続いて、「自由と民主主義という基本的価値観を共有する米国と安全保障体制を結び、米国の有する巨大な抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させていくことこそわが国のとるべき最善の道である」と位置付けている（p.100）。これはいわゆる巻き込まれ論に対する反論の一部である。

小さくはあるが、見逃すべきではない変化がこうしたあたりに現れ始めているように思われる。しかし、同第2節「日米安全保障条約」では、同条約の概要を次のようにまとめている。改定によって第5条に入れられた新たな規定を取り上げて、「米国の日本防衛義務を中核とする日米安全保障体制」によって「侵略国」に対する抑止力が働くとしている。これに比べ、第6条の基地の提供に関しては、「在日米軍のプレゼンスは、わが国の安全に大きく寄与しているのみならず、極東の平和と安全の維持にも寄与している」と、あたかもこの条約において副次的な位置付けにあるような記述ぶりである（p.101, 103）。

1985年版白書に登場した戦略防衛構想（SDI）への参加問題は、次のような進展を見せていた。SDIの研究への参加招請を受けて日本政府は、官民合同の調査団を派遣するなどして、検討を進めてきた結果、次のような結論に達した。

わが国のSDI研究計画参加問題に関し、現行の国内法及び日米間の取極の枠組みの中で処理することが適当であり、従来からの防衛分野における米国との技術交流と同様に取り扱うとの立場を表明し、かかる立場に立ってわが国の同計画への参加が円滑なものとなるよう、所要の具体的諸措置につき米国政府と協議することを決定した。これは、①SDI研

究計画が、わが国の平和国家としての基本理念に合致するとともに、同計画へのわが国の参加は、日米安全保障体制の効果的運用に資するものであり、②米国がかかる構想の下で研究を進め、非核の防御システムに関する技術が一層発展することは、米国のみならずわが国を含む西側全体の抑止力の強化に資する可能性を有するものであり、③わが国の関連技術水準の向上にも大きな影響を及ぼす可能性があるとの考え方によるものである。(p.215)

SDIとは相手国の攻撃力を無力にすることでそれまでの安定した相互抑止態勢を大きく変えるという、本質的にきわめて攻撃的な性格を持つものであるが、米国のすることは何でも「わが国の平和国家としての基本理念に合致する」ことにするわけである。しかし、当時人気のあった映画になぞらえて「スターウォーズ計画」と揶揄された同構想は、そもそも技術的に不可能に近いものであったことと冷戦の終結によって、後に立ち消えになる。それでも軍需企業や技術者らはあきらめきれず、後に弾道ミサイル防衛につながっていく。

14. 1988年版

全体で374ページと前年度よりわずかに減った。この年、神奈川県横須賀沖で、海上自衛隊の潜水艦が釣り船と衝突し、釣り船に乗っていた30人が命を落とすという惨事が発生した。白書の発行は奥付によれば9月10日であるが、事件の発生は7月であり、實際上、発行の直前といえるタイミングであったため、事件について述べているわけではなく、わずかに互力長官名による「刊行によせて」で次のように触れているにすぎない。

本白書の編纂締切後の7月23日に横須賀港沖において、海上自衛隊の潜水艦「なだしお」と「第1富士丸」が衝突、三十名の尊い生命が失わ

れるという誠に痛ましい事故が発生いたしました。痛恨の極みであります。

この紙面を借りまして、亡くなられた方々に対し心から哀悼の意を表するとともに、その御遺族にお方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げる次第であります。

私どもは、今後は、何故このような事故が起こったか事故原因を徹底的に究明し、再発防止に総力を挙げ、国民に信頼される自衛隊を確立するため全力を尽くす所存であります。

白書の構成は次の通り（細目は省略）。

第1部 世界の軍事情勢

（略）

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障と自衛隊の意義

第1節 安全保障を確保するための努力

第2節 自由主義諸国の一員としての日本

第3節 防衛関連諸施策

第4節 安全保障会議等

第5節 自衛隊の意義

第2章 防衛政策の基本と防衛計画の大綱

第3章 日米安全保障体制

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 自衛隊の現状と課題

第2章 防衛力整備

第3章 日米防衛協力

第4部 国民と防衛

第1章 国民と自衛隊

第2章 国民生活と防衛施設

第3章 諸外国における国民と防衛

資料

安全保障政策の根幹に関する限り、特に変化や目新しさはない。あらためてまとめておこう。第2部第1章第1節「安全保障を確保するための努力」では、まず、「侵略を未然に防止し、わが国の平和と安全を保つために」必要なことが述べられる。必要なことの第一は「国際協調と平和のための努力を推進すること」である。「外交努力などを通じて、紛争・摩擦の予防や問題の解決に努め」、「世界の平和維持のために重要な機能を果たしている国際連合の活動に対し、一層の協力を行う」、さらには「力の均衡を維持しつつ、その近郊の水準をできる限り引き下げよう軍縮努力を強く訴えていく必要がある」としている。

二番目は「内政の安定により、安全保障の基盤を確立すること」である。安全保障のための基盤でもある「政治・経済及び社会の安定」を図るとともに、「国民のわが国の平和と独立を守る意識を高揚し、国を守る気概の充実を図ることが必要である」。

こうした外交・内政における努力を基盤としつつも、それだけでは「実力をもってする侵略を未然に防止することはできない」ため、「侵略を抑制し、万一侵略が行われた場合、これを排除できる自衛手段を平素から備えておくことが必要である」、そして、「自ら適切な規模の防衛力を保有し、その整備・充実に努めるとともに、米国との安全保障体制を堅持し、その信頼性の維持向上に努めることによってわが国の安全を確保する」としている。(p.72-75)

以上のように、国民の気概、自衛隊、そして日米安全保障体制という、坂田道太長官が事実上の第1号白書で述べた三本柱は、これまでのところ、

ほぼそのまま継承されてきていると評価してもいいだろう。3本目の柱とされている日米安全保障体制の意義については、表現に微妙な変化が表れてきていることはすでに述べたが、第2部第3章第1節「日米安全保障体制の意義」の記述は次の通りである。

日米安全保障体制は、わが国の防衛の基調をなすものであり、わが国の安全保障にとって必要不可欠の要素である。

わが国の平和と独立を確保するためには、核兵器の使用を含む全面戦から通常兵器によるあらゆる態様の侵略事態、さらには軍事力による示威、恫喝といった事態に至るまで、考えられる各種の事態に対応することができ、その発生を未然に防止するための隙のない防衛態勢を構築する必要がある。しかし、わが国独自でこのような態勢を築くことは不可能であることから、核の脅威に対する抑止力や通常兵器による大規模侵略に対する対処能力など、わが国防衛力の足らざるところを米国との安全保障体制に依存することとしている。(p.93)

日米安全保障体制が「防衛の基調をなす」ものに格上げされたとはいっても、今なお、その意義の中核は、核抑止と大規模侵略への対処にある。

第3部第3章「日米防衛協力」で触れられている戦略防衛構想(SDI)に関して、これに参加に関する日米政府間協定を締結し、日本の企業が参加を望む場合の枠組みなどが定められた(資料47)。

1985年から始まった米空軍の三沢基地へのF-16戦闘機の配備は、2個飛行隊の配備が完了した。因みに、横須賀を母港とする米海軍第7艦隊の空母「ミッドウェー」への搭載機もF/A-18戦闘攻撃機に更新されるなど、この時期には在日米軍の航空兵力の強化が進められている。さらに、こうしたレーガン政権の軍拡の一環といえようが、海兵隊についても、「重装備などを積載した事前集積船が西太平洋にも配備されている」(p.57)。な

お、この事前集積船の西太平洋配備の記述は前年度の白書から登場している。

事前集積船とはMaritime Prepositioning Shipのことであるが、有事に際して空輸とは別に、特に重装備や大量の補給物資などを供給するための輸送船をこう呼んでいる。事前集積船は補給品などを搭載した状態で船隊を組んで配備される。本部となるのはバージニア州ノーフォークにある米海軍海上輸送コマンド (Military Sealift Command: MSC) である。49隻の事前集積船が陸空海軍及び海兵隊の活動をサポートしているが、4ないし6隻の事前集積船からなる海上事前集積船隊 (Maritime Prepositioning Ships Squadron: MPSRON) が世界各地に配備されている。現在、日本に関係のあるところでは、西太平洋上のグアム島とサイパン島に第3海上事前集積船隊 (MPSRON-3) が配備されている。これとインド洋のディエゴ・ガルシア島の船隊を合わせた西太平洋と東インド洋にまたがる地域を統括するのがシンガポールの極東海上輸送コマンド (Military Sealift Command, Far East: MSCFE) である。

海兵隊の空地任務部隊 (Marine Air-Ground Task Force: MAGTF) のうち、約1万6千人からなる海兵海外遠征旅団 (Marine Expeditionary Brigade: MEB) が30日間にわたって戦闘を行なえるだけの補給品や機材、弾薬等を積載しているとされている。事前集積船が西太平洋に配備されたことは、海兵隊の大規模な展開を容易にするものであるが、逆にいえば、1980年代半ばまでは海兵隊は緊急展開できる状態になかったということである。さらにいえば、強襲揚陸艦はこの時期にはまだ西太平洋には配備されておらず、事前集積船が配備されても、海兵隊を素早く展開できる状態になったとはいいがたい。

15. 1989年版

全370ページとこのところ微減が続いている。資料は53と前年度より2

つ増えた。前年起きた「なだしお」事件については何も触れられていない。白書の構成は次の通り（細目は省略）。

第1部 世界の軍事情勢

（略）

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障

第2章 防衛政策の基本

第1節 憲法と自衛権

第2節 国防の基本方針等

第3節 防衛政策の二本柱——自衛隊と日米安全保障体制

第3章 防衛政策

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 自衛隊の現状と課題

第2章 防衛力整備

第3章 日米防衛協力

第4部 国民と防衛

第1章 国民と自衛隊

第2章 国民生活と防衛施設

第3章 諸外国における国民と防衛

資料

安全保障政策の根幹にあるのは、第2部第1章第1節「安全保障を確保するための努力」で述べられている通り、「自ら適切な規模の防衛力の整備を進めるとともに、米国との安全保障体制を堅持し、その信頼性を高めていくことが、わが国の安全を確保する上で基本的に重要であるとの考え」である。これはこの数年来続いてきた記述であり、ここには特に変化

は見られない (p.86)。

しかしながら、第2部第2章「防衛政策の基本」第3節は「防衛政策の二本柱」として「自衛隊と日米安全保障体制」を挙げている。坂田白書以来の3本の柱のうち、「国民の気概」が後退したと見ることもできよう。「国民の気概」は目次から姿を消し、本文中にわずかに触れられているに過ぎない。日米安保体制の位置づけ自体に関する記述ぶりは別段、前年度と比較した場合、これといった変化は見られない。

わが国が核兵器の使用を含む全面戦争から通常兵器による各種の侵略事態など、考え得るあらゆる事態に対処できる態勢を独自に築くことは不可能である。このため、わが国は、自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、米国との安全保障体制とあいまって、わが国の安全を確保することとしている。(p.97)

自国の「適切な規模の防衛力」と「米国との安全保障体制とあいまって、わが国の安全を確保する」としており、条約第5条に基づく「わが国への武力攻撃があった場合において、日米両国が共同対処する」ことを挙げ、「米国の日本防衛義務を中核とする日米安全保障体制」が「侵略の未然防止につながる」としている (p.97)。

これまでも白書は、日米安保体制の中核は日本防衛義務であるとしているが、歴史的経緯からすれば、にわかにな得できるものではない。対日講和に際して、これに反対する米国軍部を説得するために国務省が受け入れた条件、すなわち、軍部の望む所に望むかぎりの期間、望みだけの軍を駐留させることが、旧日米安全保障条約の根幹であり、日本防衛は1960年の条約改定の際に付け加えられたに過ぎない。改定で条約の性格が一変したわけではない。

ところで、「いわゆる安保巻き込まれ論について」という囲み記事があ

る (p.98-99)。以前にもこうした記述はあったが、核戦力を中心とする軍備の拡大と戦略の先鋭化を図ってきたレーガン政権に歩調を合わせて積極的な防衛政策を進めてきた中曽根康弘政権に対する批判をかなり意識していることがわかる (本白書の刊行時には竹下登政権下にあった)。

この年の12月、地中海のマルタで行われた米国のブッシュ (George H. W. Bush) 大統領とソ連のゴルバチョフ (Mikhail Gorbachev) 共産党書記長による首脳会談で冷戦の終結が宣言された。ここまでが冷戦下の防衛白書ということになる。

小括

ここまで、前稿 (本誌第15巻第1号所収) と合わせて冷戦下の『防衛白書』15冊を見てきた。構成や体裁の変化 (進化?) に目を配りながらも、「はじめに」で述べたように、「防衛の根拠となる思想、国民の意識の変化、および日米安全保障体制の位置づけ等」に特に留意して、その年の白書の特徴や表現の変化等を追ってきた。

白書の変遷についてまず指摘しておくべきことは、実質的な第1号となった坂田道太長官の白書で強調されていた「国民の国を守る気概」がその後、やや後退し、変わって、日米安全保障体制の重みが増してきたということである。さらなる分析と検討を続けたい。